

## 2021年6月定例議会 討論

2021年7月5日

氏平 三穂子

日本共産党の氏平三穂子です。議案につきましてはすべて賛成です。しかし、陳情8件につきましては委員長報告の通り決することに反対し、その主なものについて理由を述べます。まず、陳情 27号、28号、29号の精神障害者家族会連合会からだされた陳情については賛成を求めます。ご存知のように障害者基本法では、身体・知的・精神の3障害者は「3障害一体」と言われているにも関わらず、なぜ、精神障害者だけ、岡山県心身障害者医療費助成制度の対象に加えないのか、納得がいきません。広島、大阪、京都などから岡山に移住された障害者の方からは「どうして岡山県だけこんなことになっているのか」とか「病院にかかることを控えざるをえない」など切実な声を伺っています。執行部の意見では、精神障害のある人は、治療により症状の緩和や治癒する人もいるので身体・知的障害のある人とは異なる状況だという見解をお持ちのようですが、

実態はどうでしょうか。精神障害の方は身体や知的障害のように理解しやすい障害ではありません。感情の起伏も大きく、不安定な状態が長期間続いたり、対人関係にも困難が多く、症状が緩和された人でも再発率も高く、特に統合失調症では完治しても8割の再発率があると言われてしています。そのため、他の障害者と比較しても、なかなか雇

用の機会に恵まれていません。しかも精神障害の方は障害年金 2 級の受給者が多く、年間 77 万円の年金で暮らしておられます。精神科の通院のみ 1 割負担ですが、精神科の入院は 3 割負担、また内科や眼科など他科受診はすべて 3 割負担となり、経済的に医療にかかりにくい、入院しにくい実態があります。障害者基本法にのっとれば精神障害だけ排除すべきではないと考えます。

次に陳情第87号についても採択を求めます。この陳情は「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守ることについて」国に意見書の提出を求めるものです。陳情項目は5つです。①は今後の感染拡大に対応できるよう医療・介護・福祉に十分な財源を確保することは当然の意見です。また②の公立公的病院の統合再編や地域医療構想の見直しはコロナ禍で公的病院の役割が再認識された中、国に見直しを求めるべきです。

特に④の保健所の増設、保健師の増員など公衆衛生行政の拡充を図ることは重要です。保健所は国の法改正でこの30年間で約半分まで大幅削減され、業務も縮小されてきました。保健師は増加していますが、保健所の大幅な減少で、保健所で活動する保健師は、いまでは15%にとどまっており、多くは自治体の保健予防や介護保険など福祉等の活動に従事している実態があります。今回のコロナ感染症の拡大で、保健所機能がいかに脆弱になっているかが露呈されたのではないのでしょうか。国にしっかり公衆衛生行政の拡充を求めることは当然であり、採択を求めます。

以上で討論を終わります。